

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予要綱	減免又は徴収猶予の取消し	健康保険課

盛岡市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予要綱第8に基づき、減免又は徴収猶予の取消しに係る処分基準は次のとおりとする。

- 1 減免を受けた者が、偽りその他の不正の行為により減免を受けたものであると市長が認めること。
- 2 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予することが不適當であると市長が認めること。
- 3 徴収猶予を受けた者に、一部負担金の納付を免れようとする行為があったと市長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。